

九段千鳥ヶ淵任意組合

相続税評価額について

以下の表は、事業全体としてのものです。数字は概算ですので予めご了承ください。

＜ 相 続 税 評 価 額 （令和5年度） ＞					
	土地	建物	現金※1 (預り金)	合計	1口当り
出資金(売買代金)① ※2	22億3,100万円	6億4,900万円	1億円	29億8,000万円	1,000万円
相続税評価額※3	4億2,738万円	1億2,858万円	1億円	6億5,596万円	220万円
小規模宅地等特例 適用後の評価額②※4	2億1,369万円	1億2,858万円	1億円	4億4,227万円	148万円
差額 ①－②	20億1,731万円	5億2,042万円	-	25億3,773万円	852万円
(差額割合)	(約90.4%)	(約80.2%)	-	(約85.2%)	

※1. 現金は工事の進捗具合により変動する可能性があります。

※2. 出資金(売買代金)のうち建物価格には消費税が含まれています。

※3. 土地は令和5年路線価、建物は令和5年度固定資産税評価額を参考に計算しております。

※4. 評価額②は、本物件に小規模宅地等の特例を適用した場合の評価額です。

(貸付事業用宅地等に該当するものとして、50%の評価減を行っています。なお、貸付事業の規模、事業供用時期、
限度面積要件は考慮しておりません。)